

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	自殺防止ワークショップの実施委託について
--------	----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託）

（担当部課：健康部健康推進課健康企画係）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	自殺防止ワークショップ実施委託 ※ワークショップ・・・・・・・・・・体験型の講習会、トレーニングの手法
<b>担当課</b>	健康部 健康推進課
<b>目的</b>	自殺企図者からの相談等に対応できる人材の育成を促進するため
<b>対象者</b>	30人、自殺企図者へ対応する相談活動等に関心があり、2日間連続で参加できる方
<b>事業内容</b>	<p>1 日 時 平成21年8月29日(土)、30日(日) 2日間</p> <p>(1) 8月29日(土) 9:30～19:30 (予定)</p> <p>(2) 8月30日(日) 9:30～17:00 (予定)</p> <p>3 会 場 未 定</p> <p>4 実施方法 NPO法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センターへ実施委託による</p> <p>5 周 知 広報「しんじゅく」、ホームページ、チラシ、ポスター等により周知する。</p> <p>6 委託事業者への個人情報提供について 区において参加者決定のうえ、①氏名 ②性別 ③年齢 ④応募の動機を抜粋し、委託事業者に提供する。</p>

別紙(重要な個人情報の提供を伴う業務委託)

◇1. 重要な個人情報の提供を伴う委託等(第14条第1項)・・・報告事項

件名 自殺防止ワークショップ実施委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課(担当課)	健康部 健康推進課	委託先	NPO 法人国際ビフレンダーズ 東京自殺防止センター
登録業務の名称	自殺防止ワークショップ		
情報はどのような媒体に記録されているか	電子データ、紙	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	電子データ、紙
保有している情報項目	住所、氏名、性別、年齢、電話番号、応募動機	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	氏名、性別、年齢、応募動機
委託の理由	自殺防止のワークショップ事業の実績があり、プログラムの作成やファシリテーター(体験学習等を進行する者、促進者)、サブファシリテーター(ファシリテーターを補助する者)の手配、運営等区にはない実施能力があると認められるため		
委託内容	自殺防止ワークショップの実施 ①企画・立案 ②周知補助 ③ファシリテーター、サブファシリテーターの手配 ④体験型の講習会等の実施 ⑤資料作成 ⑥運営 ⑦事業報告書の作成		
委託の開始時期及び期限	平成21年5月(契約締結の日)から平成21年9月30日(事業報告書の提出の日)まで		
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報を返却させる。	受託事業者としての 情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。また電子情報は、パスワードにより管理する。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。